

富里市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱

(令和4年9月29日告示第129号)

改正 令和5年3月14日告示第30号 令和6年3月28日告示第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らしているよう支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、住民主体の生活支援サービスを行う団体に対し、予算の範囲内において富里市介護予防・日常生活支援総合事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要支援者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 居宅要支援被保険者又は厚生労働省の作成した基本チェックリストにより介護予防・日常生活支援総合事業の対象者と認められる者であって、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者によるケアマネジメントにおいて、サービスが必要であると認められたもの
 - イ 居宅要介護被保険者のうち、要介護認定を受ける以前からサービスを利用する者であって、要介護認定によるサービスを受けた以後も居宅介護支援事業者によるケアマネジメントにおいて、サービスが必要であると認められたもの
- (2) 生活支援サービス 住民主体により行われる要支援者等の日常生活上の支援であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 掃除、洗濯、調理等の身体の介護を伴わない訪問介護
 - イ 生活援助等と一体的に提供される送迎

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、要支援者等を含む住民に対して住民主体の生活支援サービスを行う団体であ

って、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (3) 地域住民が主体となり地域に根ざした活動を行っている団体
- (4) その他市長が適当と認める法人又は団体
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う生活支援サービスとする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の対象となる経費、内容及び補助額は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の制度による助成金、補助金等を受けている経費を除く。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請をする団体は、規則第5条に掲げる書類のほか、誓約書（別記第1号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の却下）

第7条 市長は、規則第5条の規定による申請があった場合において、当該申請を却下するときは、富里市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付申請却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第41号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

経費	内容	補助額
報償費	補助対象事業の実施に当たり必要な外部講師に対する謝礼金（1回当たり交通費を含め1万円を限度とする。）	次の各号に掲げる場合において、当該年度における要支援者等の実人数（2団体以上を利用している者は、1団体のみに計上する。）の区分に応じ、当該各号に定める額と経費の合計額を比較して、いずれか低い金額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。 (1) 第2条第2号アに規定する生活支援サービスを実施する場合 ア 1人以上5人以下 5万円 イ 6人以上 10万円 (2) 第2条第2号ア及びイに規定する生活支援サービスを併せて実施する場合 ア 1人以上5人以下 25万円 イ 6人以上 30万円
人件費	サービスの利用調整等を行う人件費	
通信費	サービスに必要な郵便料、電話代又はインターネット回線の使用料	
消耗品費	補助対象事業の実施に当たり必要となる物品、材料、資料等の用紙の購入費	
印刷製本費	補助対象事業を紹介するためのチラシ、パンフレット等の印刷費	
保険料	補助対象事業の実施に当たり加入する傷害保険等の保険料	
使用料及び賃借料	補助対象事業の実施に当たり使用する施設の使用料及び物品の借上費	
燃料費	補助対象事業の実施に当たり必要な燃料費	
家賃及び光熱水費	補助対象事業の実施に当たり必要な事務所の家賃及び光熱水費	
備品購入費	補助対象事業の実施に当たり必要な備品の購入費（10万円を限度とする。）	
事業の立上げに必要な経費	備品購入費、建物の改修に要する経費その他市長が認める経費（補助対象事業の開始年度に限る。）	経費の合計額と10万円のいずれか低い金額。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額

		とする。
--	--	------

第1号様式（第6条関係）

誓約書

住民主体の生活支援サービスを実施するに当たり、次の事項を遵守します。

- 1 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を行います。
- 2 従事者又は従事者であった者が、業務上に知り得た利用者やその家族の秘密を漏らしません。
- 3 事故発生時は、関係者に連絡するとともに、記録等の必要な措置を行います。
- 4 事業を実施するに当たって、必要な保険に加入します。
- 5 事業を廃止し、又は休止するときは、その1か月前までに報告します。その際、サービスの利用継続を希望する者に対しサービス利用継続のための便宜を提供します。

年 月 日

団体名： _____

代表者名： _____

第2号様式（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

富里市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付申請却下通知書

様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった富里市介護予防・日常生活支援総合事業補助金について却下したので、富里市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

理由